

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から平成9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から平成9年7月まで

私は、国民年金に加入した当初1、2年ぐらいは保険料を毎月納付していたが、全期間まとめて納付すると割引になると聞き、昭和38年ごろに60歳までの保険料を全期間前納した。役場の担当者からこの町で全期間前納者はあなたで二人目だと教えられた。

その後、昭和40年1月に厚生年金保険に加入し、国民年金の加入資格を喪失したが、国民年金保険料の還付は受けていない。全期間前納をした事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろA町（現在は、B市）の窓口担当者から国民年金保険料を全期間まとめて納付すると保険料額が割引になると聞き、窓口で60歳までの期間の保険料を前納した際、全期間前納者は町内で二人目だと言われたとしており、申立人が申立期間の保険料を納付したとする供述は、鮮明かつ具体的であり主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和38年ごろに町役場の窓口で全期間前納をした国民年金保険料の額は2万5,000円ぐらいだったとしているところ、B市保管の国民年金被保険者名簿によると、同年2月14日に申立期間を含む同年4月から平成9年7月までの期間について、全期間前納の事実をうかがわせる複数の記載が確認できる上、C社会保険事務所では、昭和38年当時、実際に全期間前納をする場合に必要な保険料額は2万3,920円で、当時、全期間前納は市町村窓口で納付できたとしており、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間について昭和40年1月に厚生年金保険の被保

険者資格を取得し、国民年金の被保険者資格を喪失しているが、国民年金保険料の還付は受けていないとしているところ、B市では、同市が保管している申立人に係る被保険者名簿に保険料の還付金額及び還付年月日の記載が無いことから還付の事実不明としている上、本来、保険料の還付が行われた場合には国民年金被保険者台帳が特殊台帳として保存される必要があるにもかかわらず、社会保険庁に申立人の特殊台帳は無いなど、国民年金被保険者資格を喪失後に保険料の還付が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成元年5月10日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、申立期間①のうち同年1月から同年4月までの標準報酬月額については12万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については17万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、明らかでないと認められる。

さらに、申立人のC社における資格喪失日は平成6年8月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、申立期間③の標準報酬月額については17万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月31日から同年6月1日まで  
② 平成3年7月30日から同年8月1日まで  
③ 平成5年12月10日から6年8月1日まで

私は昭和62年8月21日から平成13年4月1日まで同じ会社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

本社が変わることは何度かあったが、同じ営業所で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち平成元年1月31日から同年5月10日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は平成元年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し

ているが、この処理は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成元年4月30日）の後の同年5月10日に行われている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及して資格喪失の処理又は資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所が平成元年4月3日に被保険者（71人）に対して支給した賞与に対する健康保険の特別保険料が処理されていることから判断すると、同日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理及び多数の被保険者について遡及して資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成元年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、同年5月10日であると認められる。

なお、平成元年1月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年12月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は当該申立期間にB社に在籍し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から17万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主からは回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該申立期間にC社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は平成5年12月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、この処理は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月10日）の約9か月後の6年9月8日に行われている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡<sup>そく</sup>及して資格喪失の処理又は資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降にいったん資格取得したものの、その後、被保険者記録が取り消されている者が複数確認できるところ、当該取消処理は申立人の資格喪失日の処理と同日又は翌日に行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月10日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、6年8月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成5年11月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが必要である。

4 申立期間①のうち平成元年5月10日から同年6月1日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人の平成元年5月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、明らかでないと認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日は平成6年8月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、申立期間③の標準報酬月額については17万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年10月1日まで  
② 平成3年7月30日から同年8月1日まで  
③ 平成5年12月10日から6年8月1日まで

私は平成2年4月から10年3月21日まで同じ会社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

本社が変わることは何度かあったが、同じ営業所で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間にA社に在籍し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主からは回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は平成5年12月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、この処理は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月10日）の約9か月後の6年9月8日に行われている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及して資格喪失の処理又は資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降にいったん資格取得したものの、その後、被保険者記録が取り消されている者が複数確認できるところ、当該取消処理は申立人の資格喪失日の処理と同日又は翌日に行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月10日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、6年8月1日であると認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成5年11月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが必要である。

一方、申立期間①については、A社は平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元代表取締役に照会したが回答を得られず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所において社会保険の手続等を行っていた担当者は「正社員になった時点で厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険と雇用保険の手続は同時に行っており、この手続を行う前に給与から保険料を控除することは無かった。」と供述しているところ、申立人に係る雇用保険の資格取得日は平成2年10月1日であり、当該記録は厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、当該事業所は平成2年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち同年4月から同年7月31日までの期間は適用事業所ではない期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和41年5月から41年9月までは4万2,000円、41年10月から42年9月までは4万8,000円、42年10月から43年9月までは5万2,000円、43年10月から44年9月までは5万6,000円、44年10月は6万円、44年11月から45年3月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月1日から45年4月1日まで

私は申立期間において、A社B支店に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の身上調書、申立人が申立期間の勤務地を書き留めたメモ及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社では、申立期間当時、申立人は正式採用前であったと回答しているところ、複数の同僚から申立人はCの身分で勤務していたと供述があり、申立人及び同僚からCの身分として勤務していた期間がある者として供述のあった複数の同僚の採用日を同社に確認したところ、正式採用日以前の期間についても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

さらに、A社では昭和40年代当時、D健康保険組合の組合員は厚生年金保険に加入させていたと回答しているところ、申立人は昭和41年10月30日から平

成 14 年 12 月 1 日までの期間、組合員であったことが D 健康保険組合 E 事務所の回答により確認できる。

加えて、申立人が申立期間当時勤務していた A 社 B 支店の F 出張所において、事務担当者であった元社員は、C の身分は厚生年金保険に加入していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 41 年 4 月及び 45 年 4 月の社会保険事務所の記録並びに同僚の記録から、昭和 41 年 5 月から 41 年 9 月までは 4 万 2,000 円、41 年 10 月から 42 年 9 月までは 4 万 8,000 円、42 年 10 月から 43 年 9 月までは 5 万 2,000 円、43 年 10 月から 44 年 9 月までは 5 万 6,000 円、44 年 10 月は 6 万円、44 年 11 月から 45 年 3 月までは 8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和 45 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 5 月から 45 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年10月は1万円、35年11月は1万2,000円、35年12月は1万円、36年1月から36年3月までは7,000円、36年4月は8,000円、36年5月から36年10月までは1万円、36年11月から37年2月までは8,000円、37年3月は9,000円、37年4月から37年7月までは1万円、37年8月は9,000円、37年9月から38年6月までは1万円、38年7月から39年2月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から39年3月1日まで

私は昭和35年5月1日から41年7月31日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていることを証明する給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、昭和35年10月は1万円、35年11月は1万2,000円、35年12月は1万円、36年1月から36年3月までは7,000円、36年4月は8,000円、36年5月から36年10月までは1万円、36年11月から37年2月までは8,000円、37年3月は9,000円、37年4月から37年7月までは1万円、37年8月は9,000円、37年9月から38年6月までは1万円、38年7月から39年2月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所に係る商業法人登記簿により当該事業所は厚生年金保険法の適用業種の事業所であり、複数の同僚の供述により、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、申立期間当時の同法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 52 年 3 月まで  
母が集金により私の国民年金保険料を納めていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしており、申立人の母に聴取したが、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける具体的な証言は得られなかった上、申立人に対する意見聴取においても、申立人は、国民年金への加入時期や保険料の納付状況について具体的な話を聞いたことは無く、国民年金手帳や領収書等の保険料の納付を裏付けるものを見せてもらったことも無いと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 29 日に払い出されており、その時点で申立期間のほとんどは時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は住所を移動したことが無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から53年12月まで

父が亡くなる前、年金問題のテレビ報道があったころ、社会保険事務所に行き父の年金について確認してもらったら、15年間分の国民年金保険料が未納であることが分かった。母は昭和45年から国民年金に加入しており、父の性格からいって自分だけ納めていないはずはないので、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、申立人が15年もの間、国民年金の保険料を納めないはずはないと主張しているが、申立人から国民年金への具体的な加入手続及び保険料の納付については聞いていないとしており、国民年金への加入手続等の具体的状況が不明である。

また、申立人の長女は、申立人が申立人の元妻のみを国民年金に加入させて申立人自身が加入していないはずはないと主張しているが、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月に、申立人の元妻の実家のあるA市で払い出されているのに対して、申立人の国民年金手帳記号番号は54年4月にB市で払い出されており、申立人は昭和17年から平成15年までB市から住所を移動しておらず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、申立人が申立期間中、加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は昭和39年3月時点で退職共済年金の受給資格を有しており、申立期間以降は国民年金の任意加入対象者となるが、B市保管の国民年

金被保険者名簿によると、申立人の被保険者の資格取得は 54 年 1 月 30 日となっている。任意加入は制度上さかのぼって加入することはできず、申立期間は未加入期間となり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月から 45 年 10 月 1 日までの期間、A社B営業所又は同社C営業所に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社本社が保管している年金台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 45 年 10 月 1 日と記録されており、当該記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、A社本社が保管している人事データによると、申立人は申立期間中は見習社員又は特別社員であり、複数の元社員の供述によると、申立期間当時、申立人が勤務していた営業所に係る社会保険及び給与事務は同社D支店で行っており、昭和 45 年前後に同社D支店で社会保険及び給与事務を担当していた元社員は、見習社員及び特別社員は厚生年金保険には加入していないと供述している。

さらに、申立期間において、A社D支店で厚生年金保険の資格を取得している複数の元社員に聴取したが、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社D支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無く、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 456

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 25 日から 42 年 2 月 1 日まで

私は昭和 40 年 11 月から 43 年 3 月までA社で働いたが、ねんきん特別便で確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

私は途中で退社したことは無く、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散しており、事業主は所在が不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 40 年 11 月 9 日に資格を取得、41 年 8 月 25 日に資格を喪失しており、健康保険被保険者証の返納年月日は同年 9 月 8 日と記録されている。さらに、同原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、申立期間当時、申立人の夫が加入していたB共済組合は、申立人は昭和 41 年 8 月 18 日から 42 年 1 月 31 日まで申立人の夫の被扶養者であったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。